

認証保育所設置申請等の手続きについて(令和7年4月)

1 設置申請に係る手続きの流れ

別紙1「認証保育所設置申請の流れ」参照。

なお、認証保育所の新規設置に係る事業計画等の策定の際は、別紙1のスケジュールに係わらず、次に掲げる予定・日程が区市町村の推薦の後に控えていることを踏まえた上で、手続きに余裕を持った開設予定日を区市町村と十分に調整すること。

- 設置者に対して都が行う初回説明の予定があること。
- 初回説明終了後に建築確認申請手続きを行う予定があること。(ただし複数年に亘る計画・工期の場合等であって本取扱によることが困難な場合は別途相談のこと。)
- 改修工事を伴う場合などの工期日程
- 改修工事等終了後に設置者が室内化学物質対策を実施し、(3)に定める時期までに検査結果(速報値)を都に提出する必要があること。
- 改修工事を終え建具・備品等を搬入した上で都及び区市町村が行う現地確認の予定があること。
- 建物を新築する場合は、建築確認申請手続き、建築確認申請をした後、建築主事等が審査をし建築確認済証を発行するまでの期間(物件によっては中間検査を実施する場合もあり)、着工してから工事終了までの工期、工事終了後の完了検査申請手続き、完了検査申請をした後、建築主事等が検査を行い検査済証を発行するまでの期間、更に自己所有物件については所轄の法務局(登記所)において所有権の登記を行い、登記簿登載を行う等の手続きがあること。

2 具体的な手続きの内容

認証を受けようとする設置者は、要綱13(1)及び細目11に規定する設置申請について、区市町村が東京都に対し行う推薦を受けなければならない。

区市町村から推薦を受けた後の設置者の手続きについては、以下のとおりとする。

(1) 推薦事業者への初回説明

東京都は、区市町村から推薦のあった設置者から事業計画等についての

ヒアリングを行うとともに、設置者に対し今後の事務手続きのスケジュール、設置申請書類の留意事項などについて説明を行う。

設置者は、別紙2「認証保育所設置に係る初回説明時の設置者提出資料」に掲げる書類を準備し、都の初回説明を受けること。

(2) 設置申請書の提出期限

設置申請書の提出期限は、開設予定日の2か月前^(注1)とし、設置者は、要綱・細目等に定める設置申請書類を東京都知事及び推薦をした区市町村長あて漏れなく提出すること。(細目11(2))

なお、具体的な提出期限は、別紙3「認証保育所 開設予定別年間予定表」を参照すること。

(3) 設置申請書類の内容確認・審査等

東京都は、(2)の提出期限までに設置者から提出された設置申請書類について、要綱及び細目等で定める基準等に照らし内容確認・審査を行う。(提出のあった書類の記載内容の不備、疑義についての照会、これに伴う書類の差し替えなどの作業が中心となる。)

この内容確認・審査は、開設予定日の1か月前^(注2)に完了させることとし、この期限を過ぎて書類に不備や疑義がある場合などは、当初開設予定日の次月開設以降の日程にのせて、再度内容確認・審査を行うこととする。

なお、具体的な内容確認・審査の完了期限は、別紙3を参照すること。

(注1)「開設予定日の2か月前」とは、開設予定月の前々月の初日の15時までをいい、当該初日が土曜、日曜、祝日などの閉庁日に当たるときは、原則として当該初日の直後の開庁日の15時までを提出期限とする。なお、具体的な期限は、別紙3を参照すること。

なお、細目11(2)オの(ケ)に定める書類の取扱いについては、別紙4を参照すること。

(注2)「開設予定日の1か月前」とは、開設予定月の前月の初日の15時までをいい、当該初日が土曜、日曜、祝日などの閉庁日に当たるときは、原則として当該初日の直後の開庁日の15時までを提出期限とする。なお、具体的な期限は、別紙3を参照すること。